

表 APDPの主な政策内容・優遇措置の改正前後対照表(小型乗用車向け)

項目	改正前(2013～2020年)	改正後(2021～2035年)
輸入関税	完成車(CBU):25%	変更なし
	ノックダウン車(CKD):20%	変更なし
	EUからの完成車(CBU)輸入は特惠関税により18%、1000cc以下の小型乗用車は無税	1000cc以下の小型乗用車の関税を18%に引き上げるべく、EUと交渉予定
量産組み立て優遇措置	名称:「量産組み立て割引(VAA:Volume Assembly Allowance)」	名称:「量産組み立て現地化割引(VALA:Volume Assembly Localization Allowance)」に変更
	国内で年間1万台以上生産する自動車メーカーを対象に、「工場出荷額」×「VAA率」で算出された輸入関税相殺クレジットを供与	国内で生産する自動車メーカーを対象に「付加価値額(卸売価格－輸入部品)」×「VALA率」で算出された輸入関税相殺クレジットを供与
	VAA率:年間5万台以上生産するメーカー:18%、年間1万～5万台のメーカー:10%	VALA率:2021～2025年は40%、2026年以降は35%
	クレジットは部品、CBU、CKDの輸入に使用可	-
	年間1万台以上の乗用車を生産する自動車メーカーが対象	生産台数の条件は撤廃
生産インセンティブ (PI: Production Incentive)	国内で生産する自動車・部品メーカーを対象に、生産に伴う「付加価値額(販売価格－輸入部品・原材料)」×「PI評価率」で算出された輸入関税相殺クレジットを供与	輸入関税相殺クレジットから、「生産割引クレジット証明書(PRCC:Production rebate credit certificate)」に変更。
	PI評価率:2018年以降は50%	PI評価率:50%で変更なし
	さらに南部アフリカ関税同盟(SACU)域内にて生産された指定原材料分をサプライヤー付加価値(SVA)として25%算入可	域内にて生産された原材料は品目に限らず25%算入可とする方向で調整中
	クレジットは部品、CBUの輸入に使用可	-
クレジット余剰分は他社にキャッシュで転売可能	-	
自動車投資スキーム (AIS:Automotive Investment Scheme)	一定の条件を満たした国内で生産を行う自動車・部品メーカーを対象に、国内投資額の20%に相当する助成金(課税対象)を支給	助成金(20%)は継続されるが、投資にあたり南ア製の資機材が使われない場合、5%削減
その他	-	「新CBU輸入証明書」導入を発表

(出所)各種資料を基にジェトロ作成(2018年11月28日現在)